

令和4年4月1日

週休2日制工事の試行に関する特記仕様書

- 1 本工事は、週休2日制工事の対象とし、『名古屋城総合事務所の土木工事及び造園工事等における「週休2日制工事」試行要綱』（以下「試行要綱」という。）に基づく経費の補正を実施している。
- 2 本工事の受注者は、対象期間の土曜日、日曜日及び祝日等（以下「休日」という。）を現場閉所できるよう配慮するものとする。
- 3 現場条件などに伴いやむを得ず休日に作業を行う必要が生じた場合には、本市監督員と事前協議の上、前後10日間の期間において振替を認める。
- 4 受注者は、下請負業者に対し週休2日制工事の取り組みの趣旨を伝え、協力を依頼すること。
- 5 休日の現場閉所に伴う工程の遅延などが生じないよう工程管理を適切に行うこと。
- 6 本市監督員が休日の現場閉所状況を確認できるよう、工事記録簿に現場閉所日を明記すること。
- 7 対象期間終了時に休日の現場閉所状況を確認し、休日の現場閉所100%に満たないものは、その状況に応じて補正分を減額し、変更契約するものとする。
- 8 この特記仕様書に定めのない事項については、試行要綱に定められているほか、本市監督員と協議のうえ、決定するものとする。